

## 論点に対する回答

分 野	電線共同溝の占有許可申請の電子化・標準化
省 庁 名	国土交通省
<p>「経団連から「2021 年度規制改革要望」が公表されたところ、「No. 35 電線共同溝の占有許可申請の電子化・標準化」について、「申請にあたっては、申請書に書面の資料を添付して道路管理者に提出することとされているため、オンライン化が実現しておらず、コロナ禍におけるテレワークの阻害要因となっている。」「特定行政庁毎に申請書の様式が異なるため、申請者は特定行政庁毎の様式にあわせて対応する必要があり、負担となっている。」との指摘がなされているところ、以下の論点について回答願いたい。</p> <p><b>【論点①】</b></p> <p>当該要望において、「申請にあたっては、申請書に書面の資料を添付して道路管理者に提出することとされているため、オンライン化が実現しておらず、コロナ禍におけるテレワークの阻害要因となっている。」とあるが、要望に記載のある申請（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 11 条第 1 項に基づく手続）について、オンライン化の対応時期、方法を具体的に示されたい。</p> <p><b>【回答①】</b></p> <p>国が管理する直轄国道における本件許可申請手続きについては、令和 3 年末までにオンライン（eメール）での提出を認めるよう適切に対応するとともに、地方公共団体等の道路管理者における許可申請手続きについても同様の措置がなされるよう、要請してまいります。</p> <p><b>【論点②】</b></p> <p>当該要望において、「特定行政庁毎に申請書の様式が異なるため、申請者は特定行政庁毎の様式にあわせて対応する必要があり、負担となっている。」とあるところ、国民・事業者の負担軽減のため、標準化を図る必要があると考えるが、貴省の見解如何。また、標準化を図る場合、対応時期、方法を具体的に示されたい。</p>	

### 【回答②】

本件許可申請にかかる標準様式につきましては、「電線共同溝整備道路の指定、電線共同溝の占用の許可等の事務手続きについて」（平成8年2月20日建設省道政発第28号及び第28号の2）において各道路管理者に通知を发出し、その活用について周知をしているところ。

なお、道路法に基づく一般的な道路占用許可手続きにかかる申請書等の様式の統一の徹底については、事務連絡等の发出や国土交通省HPに統一様式を掲載するなどの方法により、地方公共団体等の道路管理者に対し複数回にわたり要請をしているところ。

本件許可申請等にかかる標準様式についても、これらと同様に、地方公共団体等の各道路管理者を含め普及が図られるよう、令和3年度中に、通知を发出するなどの方法により、改めて促してまいりたい。

### 【論点③】

申請書様式標準化の周知が図られたとして、今後の標準化の進展について、把握をされる予定はあるか。また、把握する予定がある場合、対応時期、方法を具体的に示されたい。

### 【回答③】

令和3年度中に、前述の通知发出とあわせて、各道路管理者における標準様式の活用の状況を把握するための調査を実施するとともに、当該調査結果を踏まえ、標準化の進捗状況の把握のためのフォローアップ時期及び方法について検討してまいりたい。